

動物愛護センター動物搬送業務委託仕様書

1 委託業務の概要

- (1) 動物愛護センター管内の保健所、市町村（支所等を含む）、警察署及び個人宅等で保護された動物の回収及び動物愛護センターまでの搬送
- (2) 佐渡汽船新潟港ターミナル貨物受付窓口における動物の回収及び動物愛護センターまでの搬送
- (3) 動物愛護センターで死亡した動物の動物霊園までの搬送

2 委託期間等

- (1) 委託期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
- (2) 業務日 (1)の委託期間のうち、令和8年12月29日から令和9年1月3日までを除く日（動物愛護センター休館日、土日及び祝日も業務を実施する。）
- (3) 業務時間 午後0時30分 から 午後5時 まで
- (4) 業務場所 動物愛護センター所管区域（五泉市、三条市、燕市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村）及び佐渡汽船新潟港ターミナル（新潟市）
※ 詳細は別紙「動物搬送（回収）先一覧」のとおり

3 用語の定義

- (1) 「センター」… 新潟県動物愛護センター
- (2) 「保健所等」… センター管内の保健所、市町村（支所を含む）及び警察署
- (3) 「個人宅等」… センター管内の個人宅、事業所等
- (4) 「動物」… 犬及び猫等
- (5) 「依頼書」… 動物搬送依頼書（別記様式1）
- (6) 「ケージ」… 動物用ケージ
- (7) 「業務」… 動物愛護センター動物搬送業務

4 業務内容（手順）

(1) センターから受託者への依頼

- ア 午後0時30分までにセンターが受託者にFAXで回収先、動物の種類、頭数、センター到着時刻等必要事項を記載した依頼書を送信する。
- イ 受託者は受信した依頼書の内容を確認し、不明な点がある場合は速やかにセンターに確認する。

(2) 動物の回収又は死亡動物の搬送

- ア 回収先が保健所等の場合
受託者はセンターが事前に貸与したケージを保健所等へ持参し、動物が収容されたケージと交換する。

イ 回収先が個人宅等の場合

受託者はセンターが事前に貸与したケージを個人宅等へ持参し、保護されている動物を持参したケージに收容する。

ウ 回収先が佐渡汽船新潟港ターミナルの場合

受託者は佐渡汽船新潟港ターミナル貨物受付窓口（新潟市中央区万代島9番1号）において、ケージに收容された動物（佐渡保健所が両津港から発送）を受け取る。

エ 死亡動物の搬送の場合

受託者はセンターでケージに收容された死亡動物及び犬猫等死体終末措置・搬入明細書を受領の上、動物霊園まで搬送し、動物霊園職員に引き渡す。

（搬送動物霊園：有限会社東山動物霊園〔住所〕長岡市東片貝1342-17）

（3）回収した動物のセンターまでの搬送

4（2）ア、イ及びウで回収した動物が收容されたケージをセンターが依頼書で指定した時刻までにセンターへ搬送し、センター職員に引き渡す。

また、動物の回収と同時に、保健所等から動物の引取申請書等の関係書類を受け取った場合は、センター職員に渡すこと。

なお、依頼書によりセンターが指定する時刻は、高速道を利用するものとして算出した時刻とする。ただし、一般道を利用することが高速道に比べ効率的な場合若しくは高速道利用による時間短縮が見込まれない場合はこの限りでない。

（4）ケージの回収、保管

センター職員に動物を引き渡し、空になったケージは、受託者が預かり適切に保管すること。

（5）業務の追加依頼

依頼書による業務依頼後に依頼書以外の業務が発生した場合で、発生した業務を追加しても午後5時までにセンターへ動物を搬送できると見込まれる場合は、業務を追加依頼するものとする。

また、依頼書による業務終了後又は午後0時30分までに依頼書による業務が発生していない場合でも、午後5時までにセンターへ動物を搬送できると見込まれる業務が発生した場合は業務を依頼するので、受託者は業務開始時刻から終了時刻まで事業所で待機すること。

（6）業務報告

受託者は、センター職員に動物を引き渡す際に別記様式2「動物搬送業務報告書」を提出し、業務の実施状況及び搬送車両の衛生状態について、確認を受けるものとする。

（7）その他

ア 業務に従事する者は、必ず事業所の名札等を着用するものとし、必要に応じて県が発行する「業務委託証」を提示すること。

イ 動物搬送中は、動物の体調異変が生じないよう室温、換気等に配慮すること。

ウ 回収時及び搬送中に動物が死亡又は体調異変が見受けられた場合は速やかにセンターへ連絡し、指示を仰ぐこと。

エ 天候、道路状況等により業務に支障が生じると見込まれる場合もウと同様とする。

オ 搬送車両に積載した動物が收容されているケージは、がたつき、振動、傾き等が生じないよう必

要な措置を講じること。

カ 業務に従事する者の搬送車両内での給水以外の飲食及び喫煙は、動物の積載の有無にかかわらず禁止とする。

5 業務の要件

(1) 業務に使用する車両

ア 荷室は、次に掲げるケージを①から③の組み合わせで床面が平らな状態及びケージの間に仕切り板を挟んだ状態で積載できる広さを有すること。

① 大ケージ 2 個

② 大ケージ 1 個、中ケージ 2 個

③ 中ケージ 4 個

<ケージサイズ>

- ・ 大ケージ (幅) 750mm×(奥行) 1,150mm×(高さ) 850mm
- ・ 中ケージ (幅) 550mm×(奥行) 650mm×(高さ) 550mm

イ 荷室は、適宜清掃、消毒を行い常に清潔な状態を保てること。

ウ 荷室は、換気、採光、室温調整及び搬送中の目視確認が可能であること。

エ ケージの間に挟む仕切り板は受託者が用意すること。

(2) 人員体制

ア 業務に従事する人員を 2 名以上確保し、業務を行うことができない日が生じない体制とすること。

イ 業務開始日までに、業務に従事する者の名簿、免許証及び社員証等身分を証明する書面の写しをセンターに提出し、確認を受けること。

(3) 事業所の所在地

4 (5) の業務の追加依頼に速やかに対応するため、長岡市内、又は近隣地域に事業所の本社(本店)又は営業所等業務に従事する者の待機所を設けるなど、速やかに対応できる体制を有すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項又は契約後に疑義が生じた場合は、両者協議の上、決定するものとする。

(別紙)動物搬送(回収)先一覧

保健所管内	官公署区分	官公署名	保健所管内	官公署区分	官公署名			
新津	保健所	新津保健所	柏崎	保健所	柏崎保健所			
	市町村	五泉市役所		市町村	柏崎市役所			
		村松支所			高柳町事務所			
	警察署	五泉署		西山町事務所				
三条	保健所	三条保健所	警察署	刈羽村役場				
	市町村	三条市役所		魚沼	保健所	魚沼保健所		
		栄サービスセンター	市町村		魚沼市役所			
		下田サービスセンター			北部庁舎			
		加茂市役所	南魚沼		警察署	小出署		
		燕市役所				保健所	南魚沼保健所	
		燕サービスコーナー				市町村	南魚沼市役所	
		分水サービスコーナー					大和庁舎	
		弥彦村役場	塩沢庁舎					
	田上町役場	湯沢町役場						
	警察署	三条署	十日町	警察署	南魚沼署			
		加茂署			保健所	十日町保健所		
		燕署			市町村	十日町市役所		
		西蒲署				川西支所		
	長岡	保健所	長岡保健所	警察署	十日町署			
		市町村	長岡市役所		その他	その他	個人宅等	
中之島支所			佐渡汽船新潟港ターミナル					
越路支所			動物霊園					
三島支所			その他				その他	
山古志支所								
小国支所								
和島支所								
寺泊支所								
栃尾支所								
与板支所								
川口支所								
小千谷市役所								
見附市役所								
出雲崎町役場								
警察署		長岡署						
		与板署						
		小千谷署						
		見附署						

(別記様式1)

御中

(FAX番号:)

動物搬送依頼書(令和 年 月 日)

回収順序	回収先	動物種類	頭数	持参ケージ	備考
1	<input type="checkbox"/> 保健所	子犬 成犬 子猫 成猫 その他	頭 頭 頭 頭 頭	大 ・ 中	
	<input type="checkbox"/> 市町村				
	<input type="checkbox"/> 個人宅等 (住所) (氏名) (電話)				
	<input type="checkbox"/> 東山動物霊園				
	<input type="checkbox"/> 佐渡汽船新潟港ターミナル				
2	<input type="checkbox"/> 保健所	子犬 成犬 子猫 成猫 その他	頭 頭 頭 頭 頭	大 ・ 中	
	<input type="checkbox"/> 市町村				
	<input type="checkbox"/> 個人宅等 (住所) (氏名) (電話)				
	<input type="checkbox"/> 東山動物霊園				
	<input type="checkbox"/> 佐渡汽船新潟港ターミナル				
3	<input type="checkbox"/> 保健所	子犬 成犬 子猫 成猫 その他	頭 頭 頭 頭 頭	大 ・ 中	
	<input type="checkbox"/> 市町村				
	<input type="checkbox"/> 個人宅等 (住所) (氏名) (電話)				
	<input type="checkbox"/> 東山動物霊園				
	<input type="checkbox"/> 佐渡汽船新潟港ターミナル				
4	<input type="checkbox"/> 保健所	子犬 成犬 子猫 成猫 その他	頭 頭 頭 頭 頭	大 ・ 中	
	<input type="checkbox"/> 市町村				
	<input type="checkbox"/> 個人宅等 (住所) (氏名) (電話)				
	<input type="checkbox"/> 東山動物霊園				
	<input type="checkbox"/> 佐渡汽船新潟港ターミナル				

※ 回収時及び搬送中に動物が死亡又は体調異変が見受けられた場合、交通状況等により指定到着時刻までにセンターに到着できないと見込まれる場合は、速やかに動物愛護センターに連絡してください。

(動物愛護センター:0258-21-5501)

※ 回収先に東山動物霊園がある場合は、最初に動物愛護センターに来てください。

センター 到着時間	時	分
--------------	---	---

(別記様式2)

動物搬送業務報告書(令和 年 月 日)

(報告者)

回収順序	回収先	動物種類	頭数	回収・搬送中の異常の有無 (「有」の場合は対応状況)	ケージ	書類の受取
1		子犬	頭	有・無	引渡し	有・無
		成犬	頭		大・中	
		子猫	頭		回収	
		成猫	頭		大・中	
その他	頭					
2		子犬	頭	有・無	引渡し	有・無
		成犬	頭		大・中	
		子猫	頭		回収	
		成猫	頭		大・中	
その他	頭					
3		子犬	頭	有・無	引渡し	有・無
		成犬	頭		大・中	
		子猫	頭		回収	
		成猫	頭		大・中	
その他	頭					
4		子犬	頭	有・無	引渡し	有・無
		成犬	頭		大・中	
		子猫	頭		回収	
		成猫	頭		大・中	
その他	頭					

※ 動物霊園へ動物を搬送した場合は、回収先欄に「動物霊園」と記載し、頭数欄に搬送頭数を記載

センター到着時刻	時	分
----------	---	---

センター 確認者	
-------------	--